

農政時報

Agricultural Administration Current News

No.578⁽⁵¹⁾ 2020(令和2)年6月20日

発行/一般社団法人 神奈川県農業会議
〒231-0023 横浜市中区山下町2番地
TEL.045(201)8859 / 045(201)0895

全国農業新聞を購読しよう
経営とくらしを応援する農業総合専門紙です

■発行日：毎週金曜日 ■購読料：月700円
■発行：(一社)全国農業会議所
お申し込みはお近くの農業委員会まで

第131回通常総会を開催 県農業会議

県農業会議(持田文男会長)は

6月17日、第131回通常総会を
書面議決により開催し、2019
年度事業報告及び収入支出決算に
関する件、20年度普通会員の会費
に関する件、任期満了を迎えた役
員の選任に関する件の全3議案に
ついて了承されました。

これは新型コロナウイルスの感
染拡大に伴う緊急事態宣言が出さ
れていた5月20日、感染防止を考
慮し、第25回理事会において書面
議決による総会開催の決定を受け
てのものです。

総会終了後には12名の理事・監
事を参集して第26回理事会を開催
し、正副会長の選任を行いました。
互選の結果、会長には持田文男氏
(学識経験、2面に写真)、副会長
には北村豁氏(横浜市南西部農業
委員会会長)、三ツ堀清巳氏(神奈
川県農業協同組合中央会副会長)
が選任されました。(三氏とも再任
新理事及び監事は役員名簿(2
面)のとおりです。

ここで改めて20年度事業計画よ
り事業方針を抜粋して掲載しま
す。(事業実施項目は4月号No.5
76に掲載)

■事業方針

1 16年4月1日に「農業委員会
等に関する法律」の改正法が施行
され、「農地利用の最適化の推進」
が農業委員会の重点業務として位
置付けられるとともに、農業委員
の任命制、農地利用最適化推進委
員の委嘱等、新たな農業委員会体
制の構築が求められ、県内では、
18年8月を最後に32の農業委員
全てが新たな体制に移行した。

昨年度は九つの農業委員会が新
たな体制での2回目の改選を終
え、新法の下、担い手への農地利
用集積や遊休農地対策、農業への
新規参入支援に向けた取り組み強
化を進めているところであるが、
本年度には過半の19の農業委員
会が新たな体制での2回目の改選
を迎えることになり、農業委員会
改正5年後見直しを見据えた対

応、すなわち、農地利用の最適化
の実績が求められることになる。

一方、農地中間管理事業の5
年後見直しを受け、農業委員会組
織にとって重点業務である農地利
用の最適化が明確化・重点化され、
農地所有者等の意向把握と話し合
い活動への参加が位置づけられた。
具体的には、「人・農地プラン」の
実質化のため、農業委員・農地利
用最適化推進委員の関与が法令で
明確化され、市町村長の下、農業
委員会、JA、土地改良区等関係
機関団体による推進体制の構築が
急務となっている。

こうしたなか、県内32の全ての
農業委員会が、万全の体制で農地
利用の最適化に向けた取り組みに
臨めるよう、農業会議においても
農業委員会ネットワーク機構の機
能を存分に発揮して、一層の取
組み強化を図ることとする。

2 このため農業会議は、農業委
員会の事務の効率的かつ効果的な
実施と農業生産力の増進及び農業
経営の合理化を図り、農業の健全
な発展に寄与することを目的とし

て、農業委員会の連絡調整、農業
委員等に対する講習及び研修、そ
の他農業委員会に対する支援、農
地に関する情報の収集・整理及び
提供、農業担い手の育成・確保と
就農支援、農業一般に関する調
査及び情報の提供、農地法その他
の法令により行うものとしてい
る業務等を行う。

3 また、本会事業に賛同いただ
く県内農業者(神奈川県農業会議
農政活動協力員)から募る農政活
動協力金等を基礎として、新たに
施行された都市農地貸借円滑化
や特定生産緑地制度をはじめとす
る都市農業・農地に係る制度、税
制等の改正を活用して、都市の中

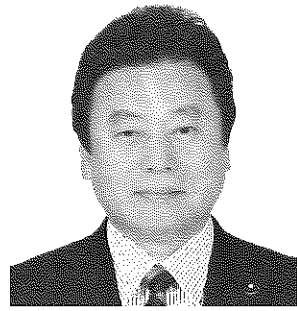
主な内容

- 2021年度農業関係税制改正要望……………③④
 - 電子農地地図の取り組み(厚木市農業委員会)……………④
 - 全国農業新聞情報活動表彰……………④
 - 農業労働力確保緊急支援事業……………⑤
 - 地場産食材を使ったレシピで県内消費を応援(藤沢市)……………⑥
- ※6月号は新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の解除後も
影響が強く残ることを踏まえ、6頁編成で発行させていただきました

一般社団法人神奈川県農業会議役員名簿

会長(代表理事)	持田文男	(学識経験)
副会長	北村 豁	(横浜市南西部農業委員会会長)
副会長	三ツ堀 清 已	(神奈川県農業協同組合中央会副会長)
理事	長瀬 和 徳	(川崎市農業委員会会長)
理事	齋藤 義 治	(藤沢市農業委員会会長)
理事	黒田 義 夫	(伊勢原市農業委員会会長)
理事	関野 弘 行	(小田原市農業委員会会長)
理事	高杉 光 男	(山北町農業委員会会長)
理事	大塚 幸 男	(綾瀬市農業委員会会長)
理事	八木 健 一	(相模原市農業委員会会長)
理事	長嶋 喜 満	(神奈川県信用農業協同組合連合会会長)
監事	肥田 正 好	(横須賀市農業委員会会長)
監事	小澤 正	(南足柄市農業委員会会長)
監事	横山 公	(真鶴町農業委員会会長)

(2020年6月17日 任期2年)

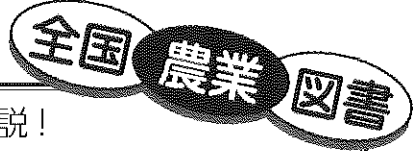


持田文男会長

の「かながわ」らしい農業の振興と農業所得の向上及び農業経営の継続・安定を目指した施策の実現について農政対策活動を展開するとともに、農業委員会組織が有す

る農地及び農業に関する公的代表機能を發揮し、農業者の声として県知事はじめ関係行政機関等への施策要望等に反映させる。とりわけ農地等の利用の最適化の推進に関する事項に係る事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農業委員会ネットワーク機構として、関係行政機関等に対し、農地等利用最適化推進施策の改善について具体的な意見を提出する。

新刊図書刊行のご案内



農地・農業委員会に関する制度を簡潔に、わかりやすく解説！

農業委員会研修テキストシリーズ

- ①農業委員会制度 (コード：R02-06、370円)
- ②農地法 (コード：R02-07、480円)
- ③農地関連法制度 (コード：R02-08、320円) (すべて10%税込、送料別)

市町村農業委員会・都道府県農業会議が実施する研修会等のテキストとして大好評の本シリーズ。農地・農業委員会制度を簡潔に、わかりやすくまとめています。昨今の制度改正を踏まえて最新の内容に見直しました。



①農業委員会制度－農地利用の最適化の推進－ (R02-06、370円)

新たな農業委員会制度の概要と農業委員・農地利用最適化推進委員・農業委員会の業務について分かりやすく説明したテキストです。(※30-21の改訂版)

②農地法 (R02-07、480円)

農地法の概要や、農地法にもとづく農業委員会の業務について分かりやすく説明したテキストです。令和元年の「農地中間管理事業法等関連法」を反映した最新版です。(※30-19の改訂版)

③農地関連法制度 (R02-08、320円)

農地法に関連する基盤法、中間管理法、農振法を中心に、特定農地貸付法や、市民農園整備促進法、土地改良法等について、その基本的な仕組みとともに、農業委員会の役割をわかりやすく解説しました。令和元年の制度改正を反映。(※28-16の改訂版)

お申し込み・お問い合わせは 神奈川県農業会議まで (TEL：045-201-0895)

2021年度農業関係税制改正要望 農業用施設等の償却資産税課税標準額の引き上げなどを要望

県農業会議は5月20日、横浜市中区のJAGグループ神奈川ビルで第50回常設審議委員会を開催し、「2021年度農業関係税制改正要望事項」を決定しました。要望事項は農業委員会の検討を経て農業者会議が取りまとめたものです。

本要望事項は、農業用施設等の農業用に供する償却資産の対象となる課税標準額の引き上げを行うことや、市街化調整区域内の市民農園、学童農園、公共の用途に提供されている農地についても相続税納税猶予制度の特例対象農地とすることなどを盛り込み、今後、要望事項の実現を求めて、県選出国會議員へ要請活動を行う予定です。

また、6月17日に決定された「21年度県農地等利用最適化の推進に関する意見」と併せて県に対し実現に向けた働きかけをするともに、全国農業会議所を通じて政府・国会への要望に反映される予定です。

21年度税制改正要望事項は次の通りです。

1. 所得税・法人税関係

(1) 相続財産を譲渡した場合の取得費の特例について、農地の譲渡については、売却・譲渡していない農地に対応する相続税額も取得費に加算できる従前の措置に改めること。【継続】

(理由)

14年度税制改正により、譲渡資産が土地等であっても、取得費に加算される相続税額は譲渡した土地等に対応する部分の金額のみに制限されたが、生産手段である農地の切り売りを最小限にとどめるためには、一定の改正が必要である。

(2) 山林や遊休農地等を山畑に開墾・整備した際に要した費用について

は、取得費に算入するのではなく、営業上の経費として認める措置を講じること。【継続】

(理由)

売買を前提としない農地において、通常、取得費に算入する開墾・整備費用を経費と認めることで、遊休農地対策につながる。

(3) 買入れ協議に基づいて農地中間管理機構に譲渡した場合の特別控除の運用区域を、農地中間管理機構の事業実施区域である市街化区域以外の区域に拡大すること。【継続】

(理由)

19年の「農地中間管理事業の推進に関する法律」(以下、機構法と記載)の改正により、事業実施区域が市街化区域以外の区域に拡大されたが、現状特別控除の対象は農振農用地区域に限られており、農地の利用集積を促進するために、一定の改正が必要である。

2. 相続税・贈与税関係

(1) 市街化調整区域における市民農園、学童農園、福祉農園、公共の用途に提供されている農地についても相続税納税猶予制度の特例対象農地とすること。【一部新規】

(理由)

「都市農業の貸借の円滑化に関する法律」が施行され、生産緑地区域における貸借及び多様な農業経営が納税猶予の対象となったが、調整区域においても同様の措置が講じられるべきである。

(2) 特例適用農地等を道路等の公共用地として国、地方公共団体等へ

寄付した場合は、納税猶予額を免除すること。【継続】

(理由)

道路の拡張等に伴う公共団体等への寄付は、相続財産を寄付した場合と同様に納税猶予額を免除するべきである。

(3) 農地中間管理機構へ農地を貸し付けている間に相続が発生した場合、当該農地の相続税評価の減額は、5/100を上回る水準を適用させること。【継続】

(理由)

利用権を設定した農地の相続税評価額は現行5/100の減額率となっているが、農地中間管理機構の活用を促すためには、それ以上の水準となるよう税制の特例を講じる必要がある。

(4) コンクリートで地面を覆ったハウスの敷地等について、法改正後に建設された施設だけでなく、従前からある施設で農作物栽培高度化施設要件を満たし、農業委員会に届け出たものについては、地目及び固定資産税評価を農地とするとともに、相続税納税猶予制度の特例対象農地とすること。【継続】

(理由)

18年度の税制改正で農地法等が改正され、コンクリート等で覆われた農作物の栽培施設の敷地について、相続税納税猶予制度等の適用上、農地と同様の扱いとする措置が講じられたが、従前からの施設についても、個人版事業承継税制の適用ではなく、法改正後に建設された施設と同様の扱いとすべきである。

3. 地方税関係

(1) 自宅敷地内の農業用施設用地も、一般の農業用施設用地と同様の固定資産税評価(近傍の農地価格を基準とした額に造成費相当額を加算した額)とすること。【継続】

(理由)

市街化区域内の農業用施設用地である宅地については、生産緑地の指定を受けることにより一般の農業用施設用地と同様の評価となるが、自宅敷地内のもは市街化区域の内外を問わず適用されない。利用目的が同一であるならば、同様の評価方法を適用するべきである。

(2) 農地中間管理機構に農地を貸し付けた際の固定資産税の軽減措置について、貸付期間全て、及び事業実施区域の全域を対象とすること。【継続】

（理由）

16年度の税制改正で機構へ貸し付けた際の固定資産税の軽減措置が盛り込まれたが、貸付期間10年以上で3年、15年以上で5年という期間については、遊休農地の課税強化が機構との協議の勧告が取り消されるまでのすべての期間であることから、整合性を図り貸付期間のすべてを対象とすべきである。

また、機構法の改正により、事業実施区域が拡大されたが、拡大された区域においても同様に軽減措置を講じるべきである。

(3)コンクリートで地面を覆ったハウスの敷地等について、法改正後に建設された施設だけでなく、従前からある施設で農作物栽培高度化施設の要件を満たし、農業委員会に届け出たものについては、地目及び固定資産税評価を農地とするとともに、相続税納税猶予制度の特例対象農地とする。【再掲】（理由）

18年度の税制改正で農地法等が改正され、コンクリート等で覆われた農作物の栽培施設の敷地について、相続税納税猶予制度等の適用上、農地と同様の扱いとする措置が講じられたが、従前からの施設について

も、個人版事業承継税制の適用ではなく、法改正後に建設された施設と同様の扱いとすべきである。

(4)農業用施設等の農業用に供する償却資産の対象となる課税標準額（現行150万円）の引き上げを行うこと。【新規】（理由）

農業機械が高額となり、農業経営に大きな負担となっている。農業機械の更新が規模縮小や離農の原因にもなっているほか、新規就農の妨げにもなっていることから課税標準額の引き上げを行うべきである。

全国農業新聞情報活動表彰に 秦野市農業委員会ら県内3農委会

（一社）全国農業会議所はこのほど、2019年度の情報活動の取り組みに対する「全国農業新聞情報活動表彰」を行い、県内では秦野市農業委員会、藤沢市農業委員会、大和市農業委員会の3委員会が優秀農業委員会賞を受賞しました。

例年東京都内で開かれていた式典が新型コロナウイルス感染症予防対策により中止となるなか、各農業委員会には表彰状と記念品が伝達（送付）されました。

農業委員会系統組織では地域の農業者に関連制度や各種事業、農業現場での様々な取り組みを周知するため、全国農業新聞の普及推進を

行っています。同紙では農地を誰に耕作してもらうかを、地域で考え話し合い、合意形成をしていく「農地利用の最適化」をテーマとした農業委員会活動に焦点を当てて紹介しています。

19年度の普及推進活動として、秦野市農業委員会は年間平均150部以上、普及率5倍以上を達成し、次いで藤沢市農業委員会、大和市農業委員会はともに普及率3・5倍以上の成果を挙げました。

多角的に視覚化することによって、農業委員会業務の効率化・高度化が期待されています。

電子農地地図で情報を多角的に視覚化

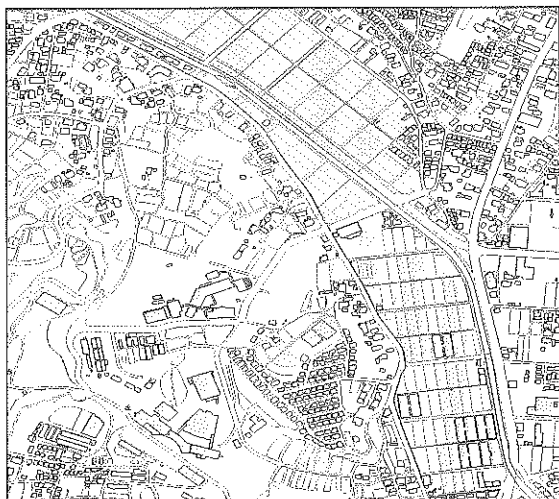
厚木市農業委員会

農地の区画図と農地台帳を結合させた農地地図にさまざまな地理空間情報をGIS上で重ね合わせた電子農地地図（DFM-Map）の取り組みが始まっています。厚木市農業委員会は市、JAあつぎの三者一体で組織する都市農業支援センターが推進する新規就農相談や農地貸借に活用できないかと検討しています。

検討のきっかけは、センターのあ

るJAあつぎで相談業務を行う際、紙の地図での情報の整理、共有に限界を感じていたためです。市農業委員会事務局の泉翔太主事は農林水産省がインターネット上で提供する農地区画図などを中心に電子農地地図を調製し、情報共有できる環境を構築し、課題解決の糸口を見出しました。「農地台帳を除き、全てオープンデータ、ノーコストで構築した。農地ナビから出力したデータを出力

農地区画図と農用地区区域図を重ねた農地地図



網掛け（地図中央など）が農用地区域で、その中にある小さな四角の囲みなどが農地の区画を表している。

新型コロナウイルスで人手不足の代替人材確保を支援

農業労働力確保緊急支援事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による人手不足の解消と農産生産の維持のために農業経営体等を支援する「農業労働力確保緊急支援事業」の申請受付が6月1日に開始されました。申請は(一社)全国農業会議所が立ち上げた専用ウェブサイト「フォーファーマープラットフォーム」から可能で、今年4月1日以降、新型コロナウイルスの影響で代替人材を新たに雇用した際に発生した掛かり増し賃金などが助成

されます。事業は本年度第一次補正予算で措置されており、援農者緊急確保支援事業、研修等支援事業、人材呼び込み支援事業等となっています。

■援農者緊急確保支援事業

事業対象は、来日の目途が立たない外国人技能実習生や、子どもの休校や休園に伴い出勤できない従業員など、当初予定していた労働力を確保できずに代替の人材を雇用した、または今後雇用しようとする農業経営体等です。新たに人材を雇用することが前提で、新型コロナウイルス感染症の影響と関係のない理由で雇用した場合は対象外となることに注意下さい。事業の対象要件は別表1を参照下さい。

対象となる人材は、前述の農業経営体と雇用契約を締結し、原則7日間以上の農作業に従事する方ですが、近隣にお住まいの場合は7日間未満でも対象となります。例えば、農業経験者や他産業従事者、アルバイトの学生、シルバークリウド人材、他産業に従事していた外国人技能実習生(※特定活動(就労可)への在留資格の変更許可を地法出入国在留管理

人事異動

○農業委員会・連合会事務局職員の異動がありました。係長級以上の方々をご紹介します。(各農業委員会からの報告による)

農業委員会名	氏名	役職名
秦野市農業委員会	池田 武人	事務局長(兼)局長代理
秦野市農業委員会	深川 和幸	主幹
開成町農業委員会	熊澤 勝己	事務局長
相模原市津久井事務所	松浦 毅	所長
横浜市農業委員会連合会	新堀 邦彦	幹事

別表1 対象となる農業経営体

全ての要件を満たす必要があります

- (前提) 新たに人材を雇用すること
- ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、人手不足になっていること
 - ② 農水省が示す「新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的ガイドライン」に準拠して対応していること
 - ③ 本事業と重複する国の助成を受けていないこと
 - ④ 労働関係法規を遵守すること
 - ⑤ その他(全国農業会議所が別に定める要件を満たすこと)

局に申請する必要があります)などです。助成対象経費は代替人材に支払う賃金や、集合場所に移動するための交通費の掛かり増し経費など。掛かり増し経費とは不足人員に係る経費のことで、あらかじめ見込んでいた金額を超過して支払った経費が対象となります。賃金の場合に掛かり増し経費として助成されるのは1時間当たり500円以内です。その他の助成対象経費は別表2を参照下さい。

また、掛かり増し経費の対象人数は受け入れる予定でいたものの、受け入れが叶わなかった人数を上限としています。具体的には、3人受け入れを予定していたものの、1人しか受け入れ

別表2 助成対象経費

項目	内容	条件
交通費	代替人材が集合場所等に移動する際の交通費	1か月につき 30,000円以内/1人 (1日当たり1,000円相当)
宿泊費(居住費)	人手不足経営体が代替人材のために、新たに手配した宿泊施設の宿泊費又は借上住居の借上料	1泊につき 6,000円以内/1人
保険料	代替人材の労働保険料のうち雇用主負担分及び傷害保険料	掛かり増しでない部分も含め助成
賃金	代替人材に支払う賃金	500円以内/1時間 (1日につき10時間以内) ※研修期間中の賃金は助成の対象外
農作業委託料 人材派遣等	農業サービス事業体に支払う農作業委託料又は人材派遣会社に支払う派遣料	掛かり増し分
研修費	人手不足経営体の指導者等が、農業経験のない代替人材に対し研修を実施する場合の経費	2,400円以内/1時間 1つの人手不足経営体当たり、 ・研修生3人まで…20万円以内/1か月 ・研修生4人以上…30万円以内/1か月 ※研修の受ける者には、1か月以上当該人手不足経営体において働く意思があること

できなかった場合の上限人数は2人です。(ただし、1人の予定者の労働時間を数人で分担することも可能で、その場合は分担した人数に関わらず、1人の予定者の労働時間分を上限とします)

■申請はウェブサイトより。助成金交付申請は6月下旬から開始

事業の申請にはウェブサイト(UR L: <https://for-farmer.jp/>)への入力が必要です。(現在は初回登録を待付中)

助成金の交付申請は6月下旬から行われる予定で、併せて書類による申請も受付可能となる予定です。

事業のお問い合わせは、サポートセ

ンター(TEL 0120-1500-55、Eメール info@for-farmer.jp)まで。

■研修等支援事業 人材呼び込み支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響による人手不足解消に向けて、代替人材を対象とした援農に必要な知識・技術を習得するための研修費用への助成(「研修等支援事業」)や、代替人材確保に必要なマッチング、求人媒体への掲載費用などへの支援(「人材呼び込み事業」)についても、同ウェブサイトより申請が可能。事業の詳細については農林水産省ホームページで確認下さい。

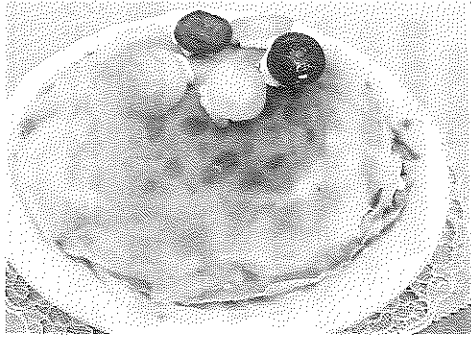
「旬のトマトのおいしさを味わって」 地場産食材を使ったレシピで 果しもり消費を応援(藤沢市)

藤沢市の「おいしい藤沢産」ホームページでは、新型コロナウイルス感染症拡大で外出自粛が続くなか、自宅で料理をする機会が増えた消費者を応援しようと、地場産農畜産物を使ったレシピを提供しています。

レシピは市内で生産される野菜や肉、相模湾で捕れる魚がふんだんに使われており、おかずやスープ、お菓子など170種類以上に上ります。ローカルテレビ番組内のお料理コーナー「ふじさわごはん」や、収穫体験か



スペアリブ煮込み



ミルクレープ

ら調理実習までを行う市民向け講座のなかで考案されました。料理の作り方には手順の紹介のほか、ポイント解説や動画で閲覧できるものもあります。市農業水産課の藏野さんは「自宅で楽しみながら調理してもらい、魅力あふれる市内産の食材のおいしさを感じてもらいたい」と期待を寄せています。

のミルクレープ」など、最新のトマトレシピがHP上で公開中です。市内で約80haの施設トマトを栽培する井出農園の三代目、井出康平さんは「太陽の光をしつかり浴びて、トマト本来のおいしさがぎゅっと詰まった味になっている。ぜひ味わってみて欲しい」と話します。

HPではレシピのほかにも市内生産者の紹介ページや、直売所マップなども掲載されています。詳しくは「おいしい藤沢産」まで。

農業会議 主な日程（7月）

- 3日 21県農林業施策・予算に関する神奈川県知事への要望（農地利用最適化意見の提出）（横浜市内）
- 15日 第52回常設審議委員会（横浜市内）
- 22日 青色申告制度研修会（横浜市内）
- 30日 第18回神奈川県農業法人協会総会（横浜市内）

理事会だより

第25回理事会を5月20日、横浜市内のJAGグループ神奈川県ビルで開きました。

一 議題

- (一) 第131回通常総会の招集及び付議事項に関する件
- (二) 2019年度事業報告及び収入支出決算に関する件
- (三) 20年度普通会員の会費に関する件
- (四) 役員に関する件

- (一) 常設審議委員会運営規程の一部改正に関する件
- (二) 職員就業規程の一部改正に関する件
- (三) 職員給与規程の一部改正に関する件

- 二 報告事項
- (一) 常設審議委員の交代について
- (二) 会長の職務執行状況報告について
- (三) 農地法第4条および第5条関係諮問等の報告

常設審議委員会だより

第50回常設審議委員会を5月20日、横浜市内のJAGグループ神奈川県ビルで開きました。

一 議題

- (一) 農地法の規定に基づく諮問について
- 農業委員会会長から意見を求められた農地法第5条(1)件、5522(ロ)に関する転用事案について審議し、原案通り許可相当と認め、農業委員会会長に答申しました。
- (二) 土地区画整理法の規定に基づく諮問について
- 農業委員会会長から意見を求められた土地区画整理法第136条(1)件、伊勢原大山インター土地区画整理事業に関する事業計画について審議し、原案通り事業計画に異存がない旨を認め、農業委員会会長に答申しました。
- (三) 2021年度農業関係税制改正要望事項について
- (四) 20年度全国農業新聞普及推進要領について
- (五) 農地法第4条及び第5条関係の報告について

- 農地転用第4条及び第5条の農地転用報告事項について、本会事務局から説明しました。
- 第4条(14件)1万1430.26㎡
- 第5条(30件)2万9334.52㎡